

堺市立原山ひかり小学校いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち対応する。

いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
→いじめに鈍感・臆病にならない。
- ② 常にいじめられた児童の立場に立ち、指導・支援を行い、当該児童を守り通す。
→児童から話をよく聞き、受け止める。
- ③ いじめをした児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
→被害児童の気持ちに気付かせ、生活態度・行動・考え方を改善させる。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童による自主的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団作りに努める。
- ② 児童が自分自身を価値のある存在と認め、大切に思う自尊感情を育む。
- ③ 道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ④ 一人ひとりを大切にしたい授業づくり等、日々の授業改善・工夫を行う。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善を図る。
- ⑦ 児童理解、発達課題等に関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ⑨ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑩ 保健の授業等をとおして、ストレスを発散させることを学ぶようにする。
- ⑪ 特に配慮が必要な児童については、特性に応じた支援を行い、周りの子に対する指導も行う。

3. いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。このことを認識し、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ① 児童のいじめを疑う。(いじめ対応チェックリスト等)
- ② 児童の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個別面談、教育相談等)
- ③ 児童の行動を注視する。(行動観察、職員会議等での情報共有等)
- ④ 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話、家庭訪問、個人懇談等)
- ⑤ 中学校や地域と連携する。(小中連携、関係機関との情報共有等)

4. いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童が納得する解消をめざす。

- ① いじめられている児童の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が一人で抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 学校は、事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめをした児童には、いじめが人権侵害・犯罪行為であることを指導し、反省・謝罪させる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるように、教育環境の確保に努める。

5. アンケート調査の実施

6月・11月・2月の計3回、「学校をよりよいものにするためのアンケート」を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じてアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6. いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹、教務、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係学級担任等を構成員とし、「いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて、スクールカウンセラーに入ってもらおう。この委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。また、事案が発生した場合、共有化を図り、より適切な対処方法を検討する。

【いじめに対する措置】

- ① いじめを発見・通報を受けた教職員は、いじめ対策委員会に直ちに報告し情報の共有を図る。
- ② いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ③ いじめ問題等に関する指導記録を作成・保存し、児童の進級などにあたって適切に引き継ぎ、情報を共有する。
- ④ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等）に相談し、連携を図る。

【重大事態への対応】

重大事態の認知後、堺市教育委員会に報告し、事実確認等の徹底した調査に努め、調査結果についても迅速に報告する。

重大事案の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、その時点で重大事態が発生したものとして対応する。

- ① いじめをした児童やいじめられた児童、関係児童に対して、事実確認を個別で行う。
- ② いじめ対策委員会を開催し、今後の方針を決める。
- ③ 教育委員会に報告し、事実確認の内容や今後の方針を伝え、指導助言を受ける。
- ④ 調査後、家庭訪問を行い、調査結果を報告する。

7. ネット上のトラブルについて

携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、メールやSNS等を悪用したいじめ等については、教職員や保護者の目に触れにくく、発見しにくくなっている。

- ① 4年生以上を対象にネットいじめ防止プログラムや携帯電話マナー教室などを行い、情報モラルの向上を図っていく。保護者にも情報提供をし、家庭の協力を得る。
- ② 児童が悩みを抱え込まないように法務局・地方法務教におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受け付けなど、関係機関の取り組みについても周知する。
- ③ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局・地方法務局の協力を求める。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに南堺警察署に通報し適切に援助を求める。

8. いじめ防止策に対する留意事項

- ① 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めること。
- ② いじめを訴えた児童、いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- ③ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- ④ いじめを見ていた児童に対しても、他人事ではなく自分の問題として捉えさせること。いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝えること。
- ⑤ いじめをはやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
- ⑥ 学校評価においては、いじめの有無やその数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるように、児童や家庭・地域の実態を十分に踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況・達成状況を評価し、学校は評価結果をもとに改善に取り組むこと。
- ⑦ 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその数のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう留意すること。
- ⑧ いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件を満たしているとき。
 - (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している。
 - (2) 被害の児童が心身の苦痛を感じていないと認められ、本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。